

○香南香美老人ホーム組合職員の営利企業等への従事に関する規則

〔平成22年9月13日〕
規則第18号

改正 令和5年8月15日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第38条第1項の規定に基づき、職員(非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下「職員」という。)が営利企業等に従事することについて必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第38条第1項に規定する組合長の許可を受けようとする者は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねようとする場合は様式第1号、自ら営利を目的とする私企業を営もうとする場合は様式第2号、報酬を得て事業若しくは事務に従事しようとする場合は様式第3号により、営利企業等従事許可申請書を組合長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、必要な書類又は資料を添付させることができる。

(許可)

第3条 組合長は、次のいずれにも該当しないと認められる場合は、前条第1項の規定による申請に対し、許可をすることができる。

- (1) 職員の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の職又は職員の勤務する機関との間に密接な利害関係があつて、不当な結果を生ずるおそれがある場合
- (3) 国又は他の地方公共団体の職員の職を兼ね、勤務時間及び給与を受ける時間が重複する場合
- (4) 職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがある場合
- (5) その他全体の奉仕者たる公務員として、妥当でないと認められる場合

(申請内容の変更等)

第4条 職員は、前条の規定により許可を受けた後において、第2条の規定による営利企業等従事許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更があつた場合又はこ

これらの営利企業等に従事しなくなった場合には、その旨を直ちに組合長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第5条 組合長は、[第3条](#)の規定による許可を与えた後において、[第2条](#)の規定による営利企業等従事許可申請書及びその添付書類の記載事項の変更その他の理由により[第3条各号](#)のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、その許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、平成22年9月15日から施行する。

附 則 (令和5年8月15日規則第6号抄)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

営利企業等従事許可申請書

年 月 日

香南香美老人ホーム組合長 様

所 属

職 名

氏 名

印

次のとおり地方公務員法第38条第1項に規定する地位を兼ねたいので申請します。

記

会社その他の団体の名称	
会社その他の団体の業種	
兼ねようとする役職名	
報酬の種類及び額	
在 任 期 間	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第2号

営利企業等従事許可申請書

年 月 日

香南香美老人ホーム組合長 様

所 属
職 名
氏 名

印

次のとおり営利企業を営みたいので、申請します。

記

企業の名称又は称号	
企業の業種	
資本金（農業の場合は、耕作反別）	
年間所得見込み	
経営期間	
その他参考事項	

様式第3号

営利企業等従事許可申請書

年 月 日

香南香美老人ホーム組合長 様

所 属

職 名

氏 名

印

次のとおり報酬を得て事業（事務）に従事したいので、申請します。

記

事業（事務）の主体	
事業（事務）の種類	
従事する職名	
報酬の種類及び額	
従事期間	
その他参考事項	